

令和7年度 葛飾区助産施設に対する指導検査実施方針

7葛子施第1021号
令和8年1月13日
子育て支援部長決裁

1 基本方針

区は、児童相談所の設置に伴い、児童福祉法に基づく指導監督権限が移管され、助産施設について、児童福祉施設であることから指導検査を行う施設である。

助産施設は、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて助産を受けさせることを目的とする施設であり、その役割は大変重要であることから、適切なサービスの提供や施設の適正な運営等を確認する指導検査を行っていく必要がある。

以上のことと踏まえ、児童福祉法、葛飾区児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例等に照らし、一般指導検査を実施し、施設の状況を詳らかにし、指導助言を行うとともに、法令等に違反する事項が判明した場合は改善を求め、速やかな改善及び期限内の改善報告書の提出を求めていく。

また、重大な法令違反や不適切なサービスの提供の疑いがある場合には、施設の社会的役割に対する使命を確保維持するため、速やかに特別指導検査を実施する。

2 指導検査の重点事項

- (1) 利用者の人権の擁護、入所した者を平等に取り扱う原則
 - ア 入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、運営を行っているか。
 - イ 国籍、社会的身分等により差別的な扱いをしていないか。
- (2) 建物設備の安全、衛生
 - 構造設備に危険な箇所はないか。
- (3) 防火対策
 - カーテン、絨毯等は防炎性能を有しているか。
- (4) 消防計画等
 - ア 消防計画を作成しているか。また、消防署へ届け出ているか。
 - イ 事業所防災計画を作成しているか。
- (5) 防災訓練
 - 避難、消火、通報訓練を法令通達で定められるとおり実施しているか。
- (6) 衛生管理
 - 衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。
- (7) 入所した者及び職員の健康診断
 - 健康診断を適切に実施しているか。

3 関係部署との連携

- (1) 当該法人の施設等が所在する区域の行政庁と必要に応じて連携していく。
- (2) 苦情、相談等に基づき、重大な違反が疑われる場合には、関係部署と連携し、必要な措置を行う。